

「令和 4 年度 (2022 年度) 食の安全・安心に関して 講じた施策等に関する報告書」の概要

〔 令和 5 年 (2023 年) 6 月
北 海 道 農 政 部 〕

北海道食の安全・安心条例第 8 条の規定に基づき、令和 4 年度 (2022 年度) に食の安全・安心に関して講じた施策等について報告するものです。

目 次

- 第 1 食の安全・安心のための基本的施策の推進 1
- 第 2 安全で安心な食品の生産及び供給 1
- 第 3 道民から信頼される表示及び認証の推進 3
- 第 4 情報及び意見の交換、相互理解の促進 4

第1 食の安全・安心のための基本的施策の推進

1 情報の提供

- 食品の表示や衛生管理など消費者の関心の高い情報をはじめ、道や国などの関係機関が提供している施策や道内の取組に関する情報について、ホームページに掲載し、消費者や事業者を提供するとともに、食に関するメールマガジンを発行。
- 食品衛生の基礎知識や腸管出血性大腸菌、ノロウイルス、アニサキス、有毒植物等の食中毒予防、HACCPなどについて情報を提供。

2 食品等の検査及び監視

- 「北海道食品衛生監視指導計画」に基づき、計画的に食品等の検査や食品関係施設の監視指導を実施。
- と畜検査や食鳥検査を行い、食用に適さない家畜等を排除するとともに、月齢による牛の分別管理やと畜処理工程における特定危険部位の除去・焼却の徹底について指導を実施。

3 人材の育成

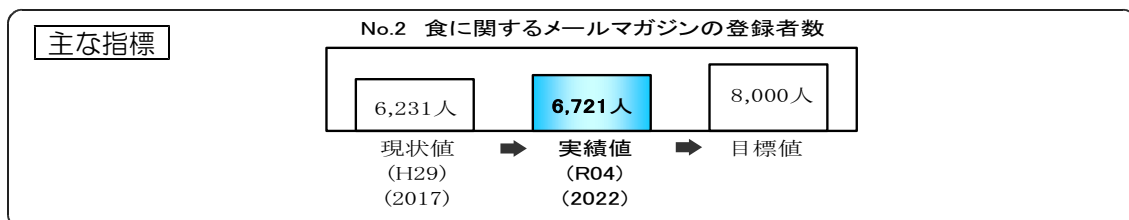
- 北海道農薬指導士認定研修会を開催し、農薬指導士の認定の取組を実施。
- 食品表示制度などの普及啓発を目的としたセミナーや、HACCP普及のための講習会を実施。
- 学校における食育を一層充実させるため、栄養教諭を対象とする研修や研究協議会を実施。

4 研究開発の推進

- 地方独立行政法人北海道立総合研究機構（道総研）において、クリーン農業や有機農業に関する技術開発、高品質な水産物を安全かつ安定的に供給するための研究開発を推進。
- 農薬に関する新たな試験法の開発など、食品の安全性に係る調査研究を推進。

5 緊急事態への対応等に関する体制の整備等

- 食品等事業者への指導助言を行うとともに、消費者からの情報提供等への迅速な対応のため、庁内関係部局等と情報を共有。
- 国など関係機関・団体との定期的な情報交換や会議等を通じ、連携の維持、円滑な協力体制を確保。



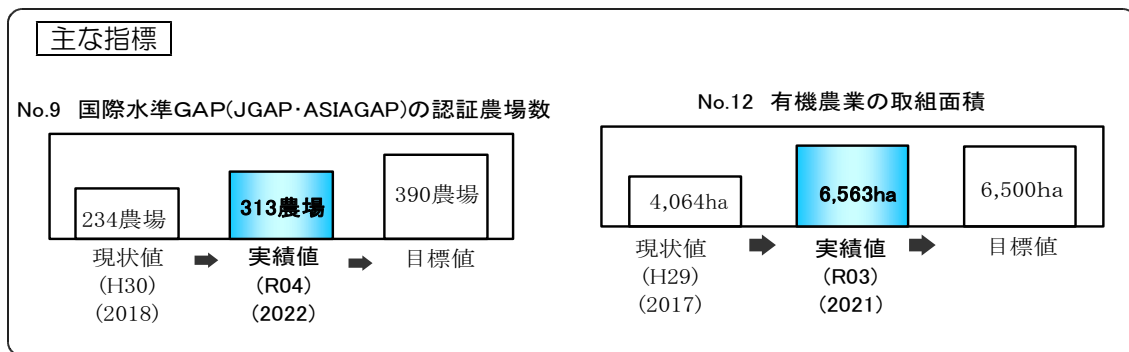
第2 安全で安心な食品の生産及び供給

1 食品の衛生管理の推進

- 国際水準GAPの導入を促進するため、農業者向け研修会の開催や産地指導者の育成による指導体制の整備、認証取得費用の支援などを実施。
- 食品の製造加工施設や販売店（バックヤード）、大量調理施設において、HACCPに沿った衛生管理が円滑に運用されるよう、食品等事業者の自主衛生管理の取組を促進。

2 農産物等の安全及び安心の確保

- 道総研において、化学肥料や化学合成農薬の使用を削減する技術開発を推進し、新たに2件の栽培技術が開発。
- 農業改良普及センターにおいてYES!clean登録集団などに対し、クリーン農業技術の栽培基準づくりへの指導・助言などを実施。
- 有機農業への転換を推進するため、指導者への有機JAS制度の研修や先進事例をまとめた「有機農業転換への手引き」を作成するとともに、有機農産物に対する消費者の理解醸成を図るため、「学習会&料理教室」等を実施。
- 「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例（GM条例）」の対象となる範囲を食用若しくは飼料用にする改正を行い、食の安全・安心の確保を目的とした条例であることを明確化。
- 家畜伝染病予防法に基づき「飼養衛生管理指導等計画」を作成し、家畜等を飼養する農場等に対し、飼養衛生管理基準の徹底について指導を行い、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を促進。
- 「特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、豚熱、アフリカ豚熱、鳥インフルエンザ等に関するモニタリングや情報収集を行い、早期発見とまん延防止対策を実施。



3 水産物の安全及び安心の確保

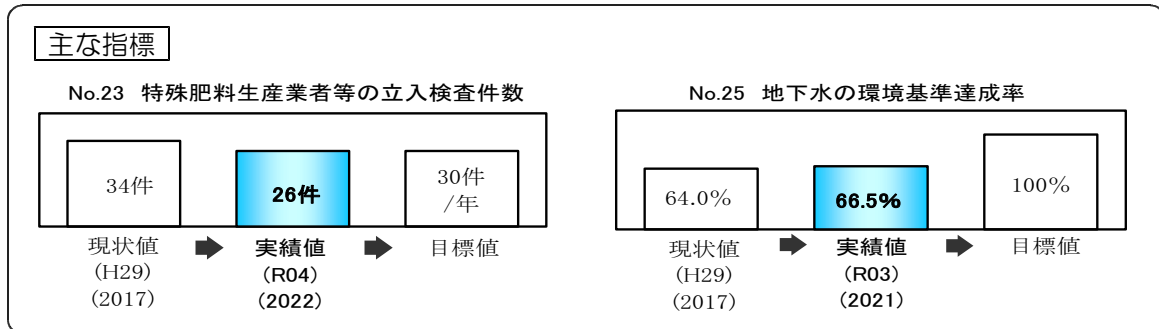
- 水産物の鮮度保持技術を取りまとめた「鮮度保持マニュアル」により衛生管理の普及拡大を図るとともに、地域と連携して鮮度保持などの高度化を目的とした施設整備を推進。
- 二枚貝の毒化の原因となるプランクトンの発生状況を監視し、生産者等に情報提供するとともに、全道20海域で貝毒検査を実施。

4 生産資材の適正な使用等

- 農薬の適正使用推進のため、農薬販売業者等への立入検査を実施するとともに、登録農薬の少ないマイナー作物について、関係機関・団体と連携して薬効・薬害試験を行い、メーカーによる農薬登録を促進。
- 動物用医薬品の適正流通・販売推進のため、動物用医薬品販売業者に対して動物用医薬品の保管や販売状況を監視し、違反事例の取締りを実施。
- 飼料の安全を確保するため、飼料製造・販売業者や畜産農家等に対する立入検査・指導、牛用飼料への肉骨粉等混入監視調査などの実施のほか、自給飼料の増産に向けた、草地の植生改善や基盤整備を推進。

5 生産に係る環境の保全

- 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料生産業者への立入検査のほか、生産者に対する適正施肥や有機質資材の適切な利用の指導等を実施。
- 水質汚濁防止法に基づき、環境基準の指定水域や水質監視の必要性が高い水域を常時監視するとともに、家畜排せつ物法の遵守状況の監視指導、森林や河畔林の整備や保全などの取組を推進。
- 地下水の常時監視を行うとともに、施肥改善による地下水汚染の防止対策を実施。



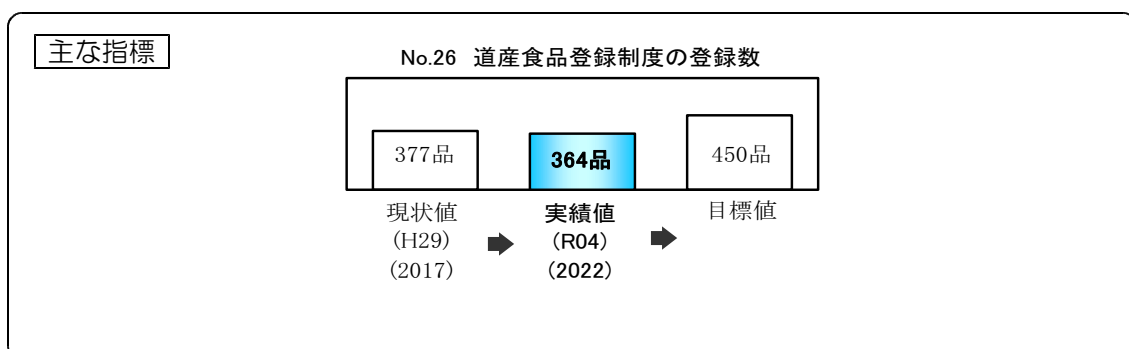
第3 道民から信頼される表示及び認証の推進

1 適正な食品の表示の促進等

- 平成31年（2019年）4月に食品表示基準における遺伝子組換え食品に係る規定が改正され、令和5年（2023年）4月から施行されることから、この改正内容等について普及啓発を図るため、「遺伝子組換え食品表示制度について」等をテーマに「食品表示制度セミナー」を全道6か所の会場及びオンラインで開催。
- 食品表示法に基づく適正な食品表示を促進するため、食品小売店等に対して一斉調査を実施し、必要な指導を実施。
- 道産食品登録制度について、道のホームページでのPRなど、制度への理解と登録商品の拡大に向けた取組を実施。
- 米トレーサビリティ制度についてパンフレットの配布や国による飲食店等への巡回調査などを通じて、食品としての安全性を欠く米・米加工品の流通防止と産地情報の提供などを推進
- 道のホームページにおいて、トレーサビリティ導入の手引きや道内の取組事例等の情報を提供。

2 道産食品の認証制度の推進

- 「道産食品独自認証制度（きらりっぷ）」について、ホッカイドウ競馬でのファンプレゼントの実施、フリーペーパーへの掲載、道のホームページやSNS及びパネル展での制度や認証品の紹介など、認知度向上の取組を実施。



第4 情報及び意見の交換、相互理解の促進等

1 情報及び意見の交換等

- ・ リスクコミュニケーションとして、関係機関・団体と連携しながら、食品衛生に関する講習会や食品表示制度セミナー、HACCP認証取得のための講習会などを相互理解促進や幅広い道民意見の把握の取組を実施。

2 食育及び地産地消の推進

- ・ 高齢者の健康推進の強化に向け、健康寿命を延ばすことの重要性等について、理解促進を図る高齢者への食育講座を開催。
- ・ 「どさんこ愛食食べきり運動」として、食品ロス削減月間においてセミナーやパネル展の開催、年末年始における食べきりキャンペーンなどを実施。
- ・ 食育関係団体等で構成する「どさんこ食育推進協議会」や、有識者による会議において、食育の推進に向けた意見交換などを実施。
- ・ 学校における食育を充実するため、栄養教諭の任用を促進。
- ・ 道産食材を使用したこだわり料理を提供する道内の外食店・宿泊施設を「北のめぐみ愛食レストラン」として認定。（令和4年度末（2022年度末）末で320店）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響が生じた中、道内食品関連企業の販路の確保を図るため、令和2年度に開設した道のホームページ「がんばれ！道産食品」サイトを道産食品のPR効果がより高いものとなるようにリニューアルを実施。
- ・ 北海道米の消費拡大や道内食率の維持・向上に向けたプロモーション等を実施。
- ・ 道産小麦の需要拡大を図るため、北海道初の菓子用品種「北見95号」の普及促進などにより、「麦チェン」を支援。
- ・ 道内において近年増加しているブリ・マイワシ・ニシンの消費拡大を図るため、道内飲食店でメニューフェアを開催。
- ・ 「北海道6次産業化サポートセンター」を設置・運営し、各種相談への対応や専門家の派遣を行い、6次産業化に取り組む農林漁業者等の経営改善の支援を実施。

3 道民からの申出

- ・ 「食品表示110番」や「食品安全相談ダイヤル」のほか、全道の保健所窓口において食品の安全・安心に関する相談・申出を受けるとともに、情報を関係部局で共有し、処理状況の確認・点検を実施。

